

都営住宅解体・除却工事共通仕様書 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第1章 総則

第1節 共通事項

1.1.8

建設副産物
の 処 理

2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。

- (1) 現行通り
- (2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。

ア 建設発生土の取扱い

受注者は、建設発生土を搬出する場合、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法省令の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、掲示、報告、保存並びに受領書による管理等）を実施する。

受注者は、指定された搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

指定処分Ⅱに該当する場合、最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

都営住宅解体・除却工事共通仕様書(追補版)（令和7年4月1日）

改定（案）		現 行		改定理由
1.1.1 ～ 1.1.7	第1章 総 則 第1節 共 通 事 項 現行通り	1.1.1 ～ 1.1.2	第1章 総 則 第1節 共 通 事 項 略	財務局特記仕様書の改定に伴う修正
1.1.8 建設副産物の処理	1 現行通り 2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。 (1) 現行通り (2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。 ア 建設発生土の取扱い 受注者は、建設発生土を搬出する場合、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する<u>資源有効利用促進法省令の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、掲示、報告、保存並びに受領書による管理等）を実施する。</u> 受注者は、指定された搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。 指定処分Ⅱに該当する場合、最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。	1.1.8 建設副産物の処理	1 略 2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。 ア 建設発生土の取扱い 受注者は、建設発生土を搬出する場合、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する確認結果票の作成等、受領書による管理を実施する。 受注者は、指定された搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。 指定処分Ⅱに該当する場合、最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。	
1.1.9 以降	現行通り	1.1.9 以降	略	